

武田菱丸（ひし丸）貸出規程

（目 的）

第1条 この規程は、社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）が所有している武田菱丸（以下「ひし丸」という。）の貸し出しについて、機構の事業推進に支障のない範囲で実施し、本県の観光・物産振興および公共の福祉に資することを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 ひし丸の貸し出しは前条の目的に合致し、その推進に必要な事業等を行う次の者とする。

- （1）機構会員
- （2）官公署庁およびこれに類する団体
- （3）その他理事長が必要と認めた者

（貸出期間）

第3条 ひし丸の貸出期間は、目的により、1日～3日を限度とする。ただし、この期間を超える事業については、第1条の目的を達成する上でやむを得ないと判断したものについては必要最小限度で延長することができる。

（貸出料金）

第4条 借用者は1日の貸出料金の日数に応じた加算金を加えた合計額を理事長の定める期日までに納付しなければならない。

2 貸出料金は、次の表に掲げる額とする。

借 用 者 形 態	1日の貸出料金	2日目からの加算額
第2条第1項第1号に該当する者	10,000円	1,500円
第2条第1項第2号および第3号に該当する者	15,000円	3,000円

（借用申請）

第5条 ひし丸を借り受けようとする者は、武田菱丸借用申請書（第1号様式）に事業計画書および関係書類を添えて理事長に申請しなければならない。

（貸出承諾）

第6条 理事長は前条の規定により、武田菱丸借用申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは武田菱丸貸出承諾の旨を申請者に通知するものとする。（第2号様式）

(貸出料の特例)

第7条 理事長は、別に定める事業について、借用者の申請に基づき、必要に応じ、使用料を減額、または免除することができる。

(ひし丸の引渡等)

第8条 前条の規定により、貸出承認を受けた者（以下「借用者」という。）に対するひし丸の引き渡しは、理事長の指定する期日および指定場所において行なうものとする。

2 借用者は前項の引き渡しを受けたときは、武田菱丸借受書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(使用及び管理)

第9条 借用者は、ひし丸を善良な方法で使用し、管理しなければならない。

2 借用者は、ひし丸を他に譲渡及び転貸してはならない。

(ひし丸の返納)

第11条 借用者は、返却日までに、ひし丸を理事長の指定する場所に返納しなければならない。

2 借用者は、ひし丸の返納時に、必要に応じて修繕を行った後に返却することとし、費用は借用者の負担とする。

(賠償責任)

第12条 借用者は、ひし丸の盗難、焼失、紛失、破損及び汚損したときは、理事長の定めるところにより機構に損害の賠償をしなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めてない事項で、必要にある場合は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

武田菱丸貸出細則

第1条 この細則は、武田菱丸貸出規程の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第2条第1項第2号の「これに類する団体」とは、国および地方公共団体が出資、または出損している団体をいう。

2 規程第2条第1項第3号の「その他理事長が必要と認めた者」とは、次の者をいう。

- (1) 県および市町村が構成員となっている協議会および実行委員会
- (2) 報道機関

第3条 規程第4条第2項に掲げる借用料金の納付に係る費用は借用者負担とする。

第4条 規程第7条の「別に定める事業」とは、次のことをいう。

- (1) 機構が協賛し、参画する事業
- (2) 県および市町村が主体となる事業で、公共性の高い事業
- (3) その他理事長が定める事業

第5条 規程第7条の「減額」とは、細則第4条第1項に該当する事業で会長がやむを得ないと判断したもの。

2 前項に該当する事業は、1日の使用料金について、5,000円を限度に減額できるものとする。

第7条 規程第7条の「免除」とは、細則第4条第1項第3号に該当する事業で理事長がやむを得ないと判断したもの。

第8条 規程第7条の「借用者の申請」に必要な申請書は様式第3号による

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。